

様式第1号（第4条関係）

空き家バンク空き家登録申込書

年 月 日

島田市長

住所

申込者

氏名

島田市空き家バンク事業実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、第4条第2項に抵触しない物件であることを確約し、次に掲げる全ての事項に同意した上で、同条第1項の規定により空き家バンクへの登録を申し込みます。

同意事項

- 1 市が空き家バンクの運営を民間事業者（以下「委託事業者」という。）に委託する場合は、空き家バンク空き家登録カード記載事項及び空き家の写真を委託事業者へ提供することに同意します。
- 2 空き家バンク空き家登録カード記載事項のうち私個人に関する事項を除く事項及び空き家の写真を、ホームページ等で広く一般に公開することに同意します。
- 3 契約交渉に関わる全てについて、媒介業者へ仲介の依頼を希望する場合には、当該業者へ情報の提供を承諾いたします。
- 4 空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、市は直接これに関与しないことに同意します。
- 5 空き家バンク登録台帳へ登録された日から2年を経過したときは、同バンクから登録を抹消することに同意します。
- 6 この制度で得た情報については私自身が利用目的に沿って利用するものとし、事後も含めて他へは一切漏えいしないことに同意します。
- 7 その他島田市空き家バンク事業実施要綱に規定する事項を遵守することに同意します。

（注） 空き家登録者と利用登録者との間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等の手続きに関して仲介業務を希望する場合は、市が協定を締結する宅地建物取引業者に依頼することができます。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。